

新宿区自転車等駐輪場附置義務地域ルール of 策定指針

1 目的

新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（平成 7 年新宿区条例第 28 号。以下「条例」という。）による駐輪施設の附置義務制度は、原則として、建築物単位に一律の基準によって駐輪施設の設置を義務付けるものである。しかし、地域によっては、基準どおりに駐輪施設を設けることが不合理な場合がある。

このため、「区長が別に定める地区特性に応じた基準に基づき、必要な自転車等駐輪場の確保が図られていると認める区域については、この限りでない」こととしている。

本指針は、条例第 17 条第 1 項に基づく、区長が別に定める地区特性に応じた基準（以下、「地域ルール」という。）による駐輪施設の附置制度の円滑な運用を図ることを目的に作成するものである。

2 対象地区

地域ルールを策定する対象地区は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- ①都市計画マスタープランや地区計画等において、人中心のまちづくりの位置づけ及び自転車利用に関する方針がある地区
- ②公共交通機関が集中する業務商業施設が集積した地区で、駐輪施設の立地と実態に齟齬が生じている地区

3 地域ルールの策定手順

地域ルールの策定手順は次のとおりとする。

(1) 地域ルールの策定主体

地域ルールの策定主体は区とする。

(2) 地域ルール策定協議会の設置

地域ルールの策定主体は、地域ルール策定協議会（以下「策定協議会」という。）を設置することとする。

地域ルールの実効性を確保するためには、交通及び駐輪施策に係わる主体並びに地区の住民の協力が必要であり、原則、策定協議会の構成員は次のとおりとする。

- ①地域ルール策定主体：区
- ②学識経験者
- ③地域：町会、商店会等
- ④交通管理者：所轄警察署（関係する所轄警察署のみ）
- ⑤道路管理者：国、都、区（関係する道路管理者のみ）
- ⑥鉄道事業者（関係する鉄道事業者のみ）
- ⑦その他：上記に加え、地区特性に応じた基準の策定検討に必要な者

(素案)

(3) 適用地区の調査及び分析

策定協議会は、適用地区の交通特性等の調査及び分析並びに放置自転車対策等の検討を行い、地域ルールを策定することとする。

地域ルールの策定にあたっては、地区の詳細な検討が必要であることから、以下の調査、分析を行うこととする。

①まちづくりの方向性の確認

(まちづくりの中での交通施策、自転車の位置づけ、現状のまちづくりの運用体制、推進体制等の確認)

②地区の交通特性(自転車分担率、公共交通機関の利用率等)

③土地・建物利用の現状と将来の見通し

④放置自転車の現状(放置自転車の位置、台数等)

⑤附置義務駐輪場の現状(規模、構造、出入口、設置位置)

⑥駐輪施設供給量の現状(設置場所、規模、台数等)及び将来の見通し

⑦駐輪施設需要量の現状と将来の見通し

⑧その他地域ルール策定のために必要な調査

(4) 地域ルールの策定及び公告

地域ルール策定主体は、新宿区自転車等駐輪対策協議会の諮問を経て、次に掲げる事項を定めた地域ルールを策定し、公告することとする。

①適用地区の区域

②地区におけるまちづくり及び駐輪対策の基本方針(方針附図を含む)

③対象駐輪施設

④駐輪施設の附置基準(地区の必要台数を含む)

⑤駐輪施設の確保の考え方(既存の附置義務駐輪場の取り扱いを含む)

⑥駐輪施設確保に向けたロードマップ

⑦駐輪施設への自転車誘導策

⑧地域ルールの実効性を確保するための方策

⑨地域貢献策

⑩駐輪施設の規模・構造・出入口・利用ルール等

⑪地域ルールの運用体制、運用方法、周知方法等

⑫その他必要な事項

4 地域ルールを検証

駐輪施設の需要と供給は社会状況や交通特性等により変化する。このため、駐輪施設の適切な設置を確保するには、地域ルールの定期的な検証、見直しが必要である。

そのため、策定協議会は、対象地区に影響のあるような市街地再開発事業の公表や都市基盤の更新があった場合、地域ルールの見直しを行う。

また、策定協議会は、当該地区に地域ルールが適用された日から、原則として5年以内ごとに、地域ルールの成果を検証することとする。検証の結果、地域ルールによる実効性が認められない場合は、策定協議会は地域ルールの見直しを行い、地域ルール策定主体に対して地域ルールの見直し案を報告することとする。

地域ルール策定主体は、報告を受けた見直し案を尊重し、速やかに地域ルールを改正又は廃止することとする。

5 地域ルール策定のための手引き

地域ルールを策定するための詳細な手順、必要な調査及び検討すべき内容等は、別途定める手引きに規定する。